

タイ向け輸出に係る選果こん包施設認証実施要領

第1条 目的

この要領は、タイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生産野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という。）及び令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定「タイ向け輸出青果物の取扱要綱（都道府県向け）」（以下、「取扱要綱」という。）に基づき、熊本県（以下、「県」という。）が認証手続きを行うにあたり必要な事項を定める。

第2条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）検査対象施設

告示附属文書1に規定されている対象農産物をタイ向けに輸出する熊本県内の選果こん包施設（以下、「施設」という。）を対象とし、一施設ごとに認証を行う。

（2）認証

告示附属文書2に規定されている認証基準を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。

（3）認証取得者

前号の規定により認証を取得した施設の責任者をいう。

（4）検査

認証基準を満たすか否かを判断するため、認証の申請があった施設において、告示附属文書3を用いて県が検査を行うことをいう。

第3条 認証の申請

認証を申請できる者は、施設の責任者（以下、「申請者」という。）とする。

- 2 申請者は、認証申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、県観光戦略部販路拡大ビジネス課（以下、「販路拡大ビジネス課」という。）宛て申請を行う。
- 3 現地検査及び認証に要する経費は無償とする。

第4条 検査の実施

検査日は、販路拡大ビジネス課指定する日とする。なお、検査は、選果こん包の実施期間中に行わなくてもよい。

- 2 検査は、販路拡大ビジネス課に所属する職員2名以上で行う。
- 3 検査員は、対象施設が認証基準を満たすか否かについて、告示附属文書3において定めるチェックリスト及び採点基準に基づき、施設の目視による現地確認、マニュアル等の書類確認、及び施設の責任者へのヒアリング等により検査を行う。
- 4 検査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合には、再検査を実施することができる。なお、再検査は、初回の検査日から1か月以内に実施し、初回の

検査時に「良い／普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

5 販路拡大ビジネス課は、施設の責任者から求めがあった場合には、検査結果を施設の責任者宛て開示するものとする。

第5条 認証の通知及び認証の有効期限

販路拡大ビジネス課は、当該施設が認証基準を満たしていることが確認された場合には、認証通知書（別記様式第2号）に証明書（別記様式第3号）を添付の上（以下、「認証通知書等」という。）、申請者に通知する。証明書は、正本を2部作成し、一部を申請者に通知、一部を販路拡大ビジネス課で保管する。

2 認証の有効期間は、証明書の発行日から3年を経過した日までとする。

3 県は、告示付属文書1に規定されている対象農産物以外のタイに輸出される生鮮果物及び生鮮野菜についても、申請者の求めに応じて、認証を行うことができる。

第6条 証明書複写の発行

通関用に証明書の複写が必要な場合は、証明書複写申請書（別記様式第4号）を販路拡大ビジネス課宛て申請する。

2 販路拡大ビジネス課は、証明書複写申請書を確認の上、適当と認められた場合、証明書の複写に原本証明を行い、発行する。

第7条 証明書の目的外使用の禁止

認定取得者は、タイ向けの輸出時に使用する目的以外に、証明書及び証明書複写を使用してはならない。

第8条 認証取得者の内部点検状況の報告

認証取得者は、毎年度施設の稼働終了後1か月以内に、内部点検調書（別記様式第5号）により内部点検を実施し、内部点検状況報告書（別記様式第6号）と併せて、内部点検を実施した日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の翌年6月末日のいずれか早い期日までに販路拡大ビジネス課へ報告するものとする。

2 販路拡大ビジネス課は前項の報告を踏まえ、検査の必要があると判断した場合には、施設に対する現地検査を実施するほか、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

第9条 変更申請及び変更届

認証取得者は、証明書の有効期限内において、認証申請した内容に変更が生じた場合には、第3条に準じて変更申請書を提出するものとし、販路拡大ビジネス課は必要に応じて再検査を実施の上、証明書を再発行することができる。

なお、再発行された証明書の有効年月日は当初発行の証明書の有効年月日と同一とし、証明書の再発行があった際には、認証取得者は、当初発行の証明書の原本及び原本証明された複写を、販路拡大ビジネス課宛て遅滞なく返却する。

2 軽微な変更の場合は変更届（別記様式第7号）により、遅滞なく販路拡大ビジネス課に届け出るものとする。なお、軽微な変更とは、代表者氏名や連絡先、その他販路拡大ビジネス課が軽微であると認められるものとする。

第10条 認証の取消

販路拡大ビジネス課は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認証を取り消し、認証取消通知書（別記様式第8号）により施設の責任者宛て通知する。

- (1) 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ販路拡大ビジネス課による改善指導に従わない場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が証明書を不正に使用した場合
- (4) その他、認証取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

第11条 申請書類の保存及び保存期間

販路拡大ビジネス課は、認証に際し、申請書類の原本（添付書類を含む。）、認証通知書等（認証取消通知書を含む。）の写し、及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第9号）を作成・保存する。

- (1) 申請書類の受付年月日
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 施設の責任者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 証明書に記載された品目
- (5) 証明書に記載された施設番号
- (6) 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
- (7) 検査者の所属及び職氏名
- (8) 検査結果点数（合計点）
- (9) 証明書の発行年月日
- (10) 証明書の有効期限年月日
- (11) その他特記事項（認証内容の変更、認証取消年月日及びその事由等）

2 保存期間

販路拡大ビジネス課は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し5年間保存する。

第12条 認証の報告

販路拡大ビジネス課は、施設の認証又はその取消を行った場合、取扱要綱第4条に基づき、九州農政局長宛に報告する。

なお、当該報告をした情報は、取扱要綱第4条に基づき、九州農政局および農林水産省において公表される。

第13条 苦情等への対応

認証取得者は、輸出農産物等に係る一切の事項に対し責任を負うものとする。また、認証取得者は、本要領に基づく認証を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

2 認証取得者は、出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

第14条 その他

本要領に定めるもののほか、認証の実施に係る必要な事項については、別に定める。

附 則

本要領は、令和元（2019）年7月29日から施行する。

本要領は、令和2（2020）年5月21日から施行する。

本要領は、令和2（2020）年10月29日から施行する。

本要領は、令和3（2021）年10月7日から施行する。